

(案)

資料1-4

区域計画の変更の認定申請書

令和6年10月 日

内閣総理大臣 殿

愛知県国家戦略特別区域会議

令和6年6月4日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「課税の特例措置活用事業」に1事業を追加する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 1－4 別紙

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 10 月 16 日

愛知県国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（１）～（１７） 略

（１８） 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

（国家戦略特別区域法第 27 条の 5 に規定する課税の特例措置活用事業）

① 略

② 名古屋市・インド建設人材還流プラットフォーム形成事業

ア）活用しようとする課税の特例措置

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

イ）課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a）当該事業の概要

我が国における建設人材を確保するとともに日本の建設業のノウハウなどをマスターするインドの建設人材が国内で活動するための国際的な経済活動拠点を整備し、インド建設人材を日本国内の建設現場につなぐことを推進することで、新たな産業の創出・創業及び雇用の促進を図る。

b）当該事業が行われる区域 愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-12 グローバルゲート 11F

c）当該事業の実施期間 令和 6 年 10 月から令和 6 年 12 月まで

ウ）該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 13 条第 2 号

エ）特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

我が国では建設人材が不足する中、インドからの建設人材が我が国の建設会社への就業や来日時における生活支援を行うためプラットフォームの形成を図ることは、創業及び雇用の促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組みと位置づけられ、愛知県における特区の目標に相当程度寄与する。

オ）事業の実施主体 アイティップス株式会社（名古屋市中村区）

(19) ～ (21) 略

(22) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

① インド建設人材還流プラットフォーム形成事業

アイティップス株式会社が、インドからの建設人材の我が国の建設会社への就業や来日・在留時の生活支援を行う等のプラットフォームの形成を図る、創業及び雇用の促進に係る事業(国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 3 号に該当するもの)を行うことにより、教育・雇用分野における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

以下、略

新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(17) 略 (18) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の5に規定する課税の特例措置活用事業) ① 略 ② <u>名古屋市・インド建設人材還流プラットフォーム形成事業</u> <u>ア) 活用しようとする課税の特例措置</u> <u>特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例</u> <u>イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容</u> <u>ア) 当該事業の概要</u> <u>我が国における建設人材を確保するとともに日本の建設業のノウハウなどをマスターするインドの建設人材が国内で活動するための国際的な経済活動拠点を整備し、インド建設人材を日本国内の建設現場につ</u>	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(17) 略 (18) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の5に規定する課税の特例措置活用事業) ① 略 [加える。]

<u>なぐことを推進することで、新たな産業の創出・創業及び雇用の促進を図る。</u> <u>b) 当該事業が行われる区域 愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-12 グローバルゲート 11F</u> <u>c) 当該事業の実施期間 令和 6 年 10 月から令和 6 年 12 月まで</u> <u>ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 13 条第 2 号</u> <u>エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性</u> <u>我が国では建設人材が不足する中、インドからの建設人材が我が国の建設会社への就業や来日時における生活支援を行うためプラットフォームの形成を図ることは、創業及び雇用の促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組みと位置づけられ、愛知県における特区の目標に相当程度寄与する。</u> <u>オ) 事業の実施主体 アイティップス株式会社（名古屋市中村区）</u> (19) ～ (21) 略 <u>(22) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業</u> <u>内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援</u> <u>(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</u> <u>① インド建設人材還流プラットフォーム形成事業</u> <u>アイティップス株式会社が、インドからの建設人材の我が国の建設会社への就業や来日・在留時の生活支援を行う等のプラットフォームの形成を図る、創業及び雇用の促進に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則</u>	(19) ～ (21) 略 [加える。]
--	------------------------------------

<u>第1条第3号に該当するもの)を行うことにより、教育・雇用分野における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。</u> 以下、略	以下、略
--	-------------